**やまなし6次産業化プランナー派遣要綱**

（目的）

第１条　　この要綱は、山梨県と山梨県中小企業団体中央会が契約して実施するやまなし６次産業化プランナー（以下、「プランナー」という。）の派遣、謝金及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(プランナーの派遣）

第２条　プランナーは、やまなし６次産業化プランナー地域支援検証委員会（以下、「委員会」という。）が選定した支援対象者の「経営改善戦略」の策定に重点を置いた取組を推進するため、やまなし６次産業化サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）の依頼に基づき、派遣されることとし、１年度中に派遣できる回数及び１派遣あたりの派遣時間の上限は、原則次の各号のとおりとする。

（１）　派遣回数　　　１０回

（２）　１回あたりの派遣時間　　　４時間以内

２　　前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（謝金の支払）

第３条　　プランナーの派遣にあたり謝金を支払うものとし、その金額は、支援１時間あたり７，１００円（消費税を含む。）とする。

２　　支援時間数に１時間未満の端数を生じた場合、その端数が３０分未満のときは切捨て、３０分以上のときは１時間として計算するものとする。

（旅費の支給）

第４条　　プランナーを派遣した場合、旅費を支給する。ただし、他の者から派遣費用の一部を支給された場合には、当該支給額を差し引いた残余の額を支給するものとし、他の者から派遣費用の全額を支給された場合には、旅費は支給しないものとする。

（旅費の種類）

第５条　　旅費の種類は、交通費及び宿泊費とする。

（旅費の額）

第６条　　交通費等の額は、次の各号のとおりとする。

（１）　車賃の額　　　 １キロメートルにつき３７円

（２）　公共交通機関の利用額　　　　　　実費額

（３）　高速道路、駐車場の利用額　　　 実費額

（４）　宿泊費　　　１泊につき１３，１００円（定額）

２　　前項第１号の車賃は、１派遣における全路程を通算して計算する。通算した路程に１ｋｍ未満の端数が生じた時は、これを切り捨てて計算する。

３　　高速道路、駐車場を利用した場合は、金額のわかる根拠書類（領収書等）を添付するものとし、添付がない場合は利用額を支給しない。

（謝金及び旅費の支払）

第７条　　この要綱に基づく謝金及び旅費は、プランナーからの請求書に基づき、口座振込の方法により支払うこととする。

２　　前項の規定により支払う場合を除き、謝金及び旅費の支払いにあたっては、後日係争が生じないよう、領収印を徴するなど、受領確認を厳に行うものとする。

（補則）

第８条　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則　この要綱は、令和２年６月１日から実施する。